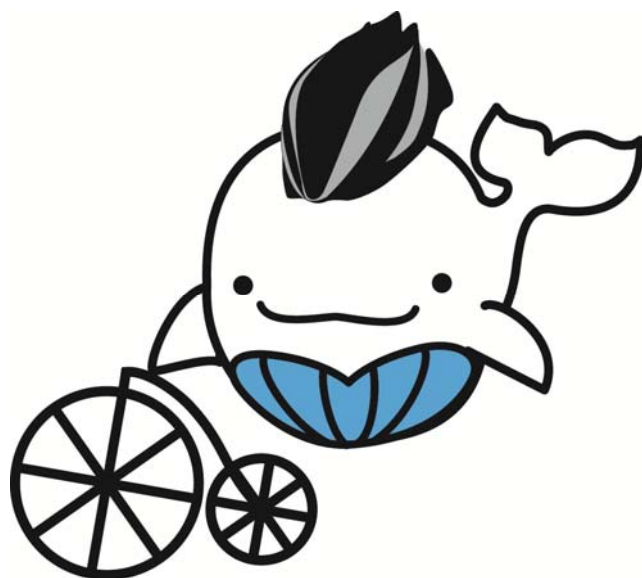


自転車等駐車場附置義務制度の手引き



平成 26 年 10 月 1 日

下関市

はじめに

自転車は、通勤、通学、買い物などのための手軽で便利な乗り物として日常生活に欠くことのできない交通手段となっています。

一方、自転車の利用増大は、大量の自転車の放置を引き起こし、歩行者、特に、車いす使用者、視覚障害者、高齢者等の通行障害や災害発生時の避難及び救助活動を妨害、さらには都市の景観を損なうなど、様々な問題を引き起こします。

このため、下関市では放置自転車が引き起こす問題の解消を図るとともに安全で快適な歩行環境の確保、交通の円滑化並びに良好な都市環境を確保するため、「下関市自転車等の放置防止に関する条例」を制定し、自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設である「百貨店・スーパーマーケット、銀行、遊戯施設等」について、一定規模以上の施設を新築又は増築する場合に自転車等駐車場の設置を義務付けました。

本冊子は、届出に関する事項について条例をわかりやすくまとめたものです。届出書の作成に際しては、本冊子を参考にさせていただきますようお願いいたします。

下関市自転車等の放置防止に関する条例（平成 25 年条例第 172 号）

下関市自転車等の放置防止に関する条例に関する条例施行規則（平成 26 年規則第 43 号）

下関市⇒交通対策課のホームページから「下関市自転車等の放置防止に関する条例.pdf」「施行規則.pdf」「逐条解説.pdf」をダウンロードして、ご確認ください。

対象となる区域

自転車等駐車場を設置しなければならない区域は、都市計画法で定める近隣商業地域及び商業地域のうち、国勢調査結果に基づき人口集中地区として設定されている区域並びに自転車等放置禁止区域です。

下関市⇒交通対策課のホームページから、「附置義務指定区域図.pdf」をダウンロードして、ご確認ください。

対象となる行為

平成 26 年 10 月 1 日以降に一定の規模以上の施設を新築又は増築（建築確認申請を伴うものに限る。）する設置者（所有者）が対象となります。

対象となる施設と設置規模

施設の利用用途	施設の規模	自転車等駐車場の規模	施設面積の主な算定対象	算定対象としない床面積
百貨店、スーパーマーケット、その他の小売店舗	施設面積が 400 m ² 以上	施設面積を 40 で除して得た台数	売場、ショーウィンドー、ショールーム、承り所、物品加工修理場、客席、その他利用者の用に供するものと認められるもの	従業員用の施設（更衣室、食堂など）、事務室、倉庫など
銀行、その他の金融機関	施設面積が 500 m ² 以上	施設面積を 50 で除して得た台数	営業室、応接室、現金自動支払機の設置室その他利用者の用に供するものと認められるもの	従業員用の施設（更衣室、食堂など）、事務室、金庫室など
パチンコ店、ゲームセンター、その他の遊技場	施設面積が 300 m ² 以上	施設面積を 30 で除して得た台数	遊技場、景品交換所その他利用者の用に供するものと認められるもの	従業員用の施設（更衣室、食堂など）、事務室、倉庫など
映画館、劇場、その他の大規模な施設で、集客が見込まれるもの	施設面積が 400 m ² 以上	施設面積を 40 で除して得た台数	客席、個室その他利用者の用に供するものと認められるもの	従業員用の施設（更衣室、食堂など）、事務室、倉庫など

- (1) 施設の利用用途については、主な例示です。
- (2) 自転車等には排気量 50cc 未満のミニバイクを含みます。
- (3) 算定した自転車等駐車場の台数に 1 台未満の端数が生じたときは、これを切り上げます。
- (4) 施設面積が 5,000 m² を超える施設の場合は、設置しなければならない自転車等駐車場台数を、5,000 m² を超える部分は 2 分の 1 を、10,000 m² を越える部分は 4 分の 1 をそれぞれ乗じて得た台数を加えた台数とします。
- (5) 新築する施設が 2 種類以上（混合用途）の場合は、各用途別に表中の自転車等駐車場の規模を基に算定した台数の合計が 10 台以上あるときは、その台数が設置義務台数となります。
- (6) その他、詳細についてはお問い合わせください。

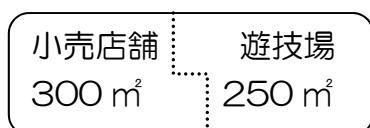
設置台数計算例

(1) 単一用途施設の場合



600 m² > 400 m² 附置義務あり
600 m² ÷ 40 m² = 15 台
※15 台以上の施設が必要となります。

(2) 混合用途施設の場合



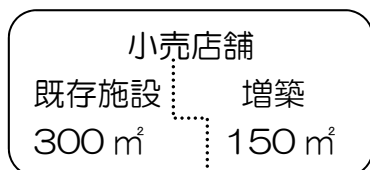
小売店舗 300 m² ÷ 40 m² = 7.5 台
遊技場 250 m² ÷ 30 m² = 8.3 台
8 台 + 9 台 = 17 台 > 10 台 附置義務あり
(1 台未満の端数切り上げ)
※17 台以上の施設が必要となります。

(3) 大規模施設の場合



12,000 m² > 400 m² 附置義務あり
5,000 m² ÷ 40 m² = 125 台
((10,000 - 5,000) m² ÷ 40 m²) × 1/2 = 62.5 台
((12,000 - 10,000) m² ÷ 40 m²) × 1/4 = 12.5 台
125 台 + 62.5 台 + 12.5 台 = 200 台
※200 台以上の施設が必要となります。

(4) 増築の場合



450 m² > 400 m² 附置義務あり
450 m² ÷ 40 m² = 11.25 台
既存施設が 0 台の場合
※12 台以上の施設が必要となります。
既存施設が 5 台の場合
12 台 - 5 台 = 7 台
※7 台以上の施設が必要となります。



設置場所

この条例により設置される自転車等駐車場は、施設若しくは施設の敷地内又は施設の敷地に到達するために移動する距離がおおむね 50 メートル以内の場所に設置しなければなりません。

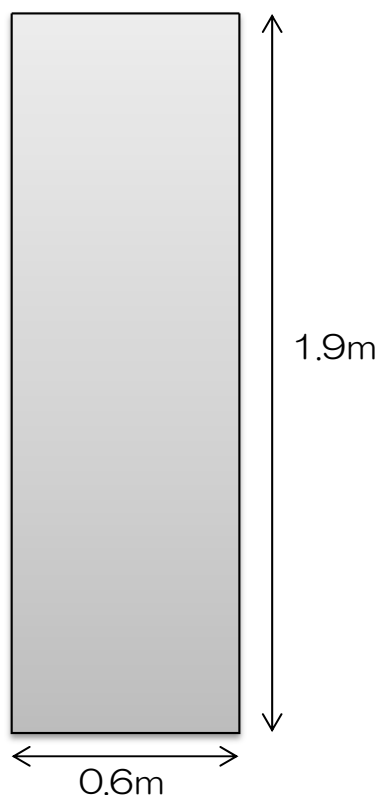
自転車等駐車場の構造等

この条例により設置される自転車等駐車場の区画の規模は、自転車用の駐車区画については 1 台あたり幅 0.6 メートル以上、奥行き 1.9 メートル以上を確保しなければなりません。原動機付自転車用の駐車区画については、幅 0.9 メートル以上、奥行き 2.1 メートル以上を確保しなければなりません。

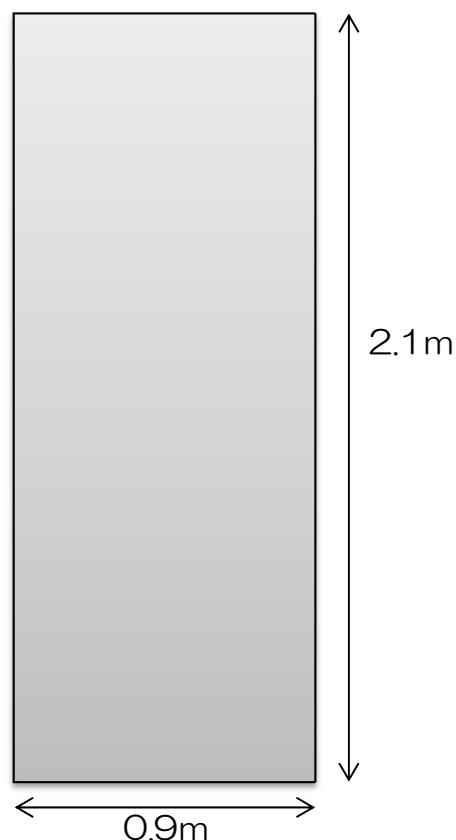
ただし、駐輪ラック等を設置する場合は、附置義務により設置しなければならない台数が確保されていれば、上記の区画規模を確保する必要はありませんが、ラック間の距離をできるだけ広くするなど、自転車等の利用者が利用しやすいように配慮してください。

また、この条例により設置される自転車等駐車場には、原動機付自転車用の駐車区画を少なくとも 1 台以上設置しなければなりません。

自転車用駐車区画



原動機付自転車用駐車区画



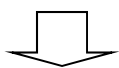
申請手続きの流れ

施設計画（新築・増築）



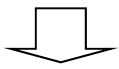
事前相談（協議）

指導・修正など（交通対策課へ）

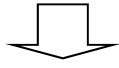


届出・受理

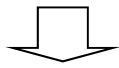
- 提出書類（交通対策課へ）
- ・自転車等駐車場設置（変更）届出書（様式第9号）
 - ・付近見取図（縮尺 2,500 分の 1 以上）
 - ・施設配置図（縮尺 200 分の 1 以上）
 - ・施設の各階の平面図（縮尺 100 分の 1 以上）
 - ・施設面積の求積図（縮尺 100 分の 1 以上）
 - ・自転車等駐車場の平面図（縮尺 100 分の 1 以上）
 - ・ // 求積図（縮尺 100 分の 1 以上）
 - ・自転車等駐車場附置義務台数算定表（任意様式）
 - ・自転車等駐車場の位置及び利用方法の表示方法
 - ・その他必要な書類



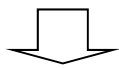
建築確認申請



建築確認



工事着手



工事完了



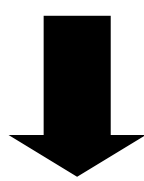
報告・資料提出
（必要な場合）

立入検査
（必要な場合）

違反の場合



措置命令



改善が見られない場合
立入検査拒否
虚偽報告

公表

自転車駐車場の管理

この条例により設置された自転車等駐車場の所有者又は管理者は、常に自転車等の整理整頓に努めるとともに、利用者が安全に利用できるよう適性に管理されるようお願いいたします。

ご注意

この条例の適切な運用を図るため、必要に応じて次の措置を行う場合があります。

(1) 立入検査

条例の規定に基づいて、報告若しくは資料の提出を求めたり、立入検査を行う場合があります。

(2) 措置命令

条例の規定に違反した場合は、違反の是正をするために必要な措置を講じるよう命ずる場合があります。

(3) 公表

条例の規定に違反した場合や措置命令に従わなかった場合などは、その事実とともに氏名、住所が公表されることになります。

お願い

既存の大型店舗や一定規模以下の施設など、この条例により自転車等駐車場の設置の義務が課されていない施設についても、自転車等の駐車需要を生じさせる施設には、その利用者のために必要な規模の自転車等駐車場を設置していただくようお願いいたします。

また、この条例の指定区域以外の場所に一定規模以上の集客施設を設置する場合や、アパート、マンション等の共同住宅等を設置する場合も同様に自転車等駐車場を設置していただくようお願いいたします。

下関市南部町 1 番 1 号

下関市都市整備部交通対策課

TEL 083-231-1909